

低所得者子育て世帯加算給付金のご案内 (5万円/児童1人)

受給には手続きが必要です

- 低所得者子育て世帯加算給付金(18歳以下の児童1人あたり5万円)は、新たな低所得世帯支援給付金の支給対象となる子育て世帯等を支援する給付金です。
- 給付金を受け取るためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)1人あたり**5万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から、おおむね3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

- ・ **世帯全員が令和6年度 住民税非課税の世帯**
- ・ **世帯全員が令和6年度 住民税均等割のみ課税の世帯**
- ・ **住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者からなる世帯**

※ただし、住民税が課税の方の扶養親族等のみからなる世帯を除く
※令和5年度非課税世帯給付金・均等割のみ課税世帯給付金の対象世帯は対象外です

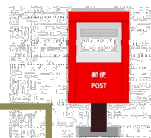


令和6年6月3日時点で
下妻市に住民登録がある世帯に確認書を送付しますので、
必ず返送してください。※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面へ

【返送・申請期限】令和6年11月13日(水) ※必着

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。



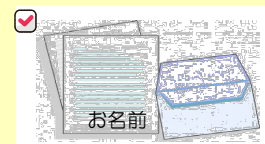
給付金の支給手続き

①世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から下妻市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、下妻市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認し、必要事項を記入のうえ**返送してください**

【確認事項】

- ◎記載された内容（給付金振込口座など）に誤りがないか

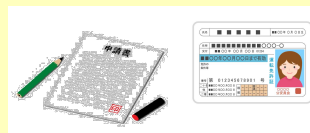


②令和6年6月4日以降10月31日までに生まれた**新生児**がいる場合 または**同一世帯に属しない(住民登録が別の)**児童を扶養している場合

- 給付金を受け取るには、**申請及び申し出が必要です**
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と合わせて担当課窓口（福祉課）に、直接または郵送でご提出ください。

③世帯の中に、**令和5年1月2日以降に下妻市に転入**した方がいる場合 (令和6年1月2日以降の海外からの転入者がいる場合は対象外)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です**
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と合わせて担当課窓口（福祉課）に、直接または郵送でご提出ください。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを語る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

この給付金に関するお問い合わせ

下妻市役所 福祉課 福祉総務係

給付金担当窓口

☎ 0296 - 43 - 8249

受付時間 平日8:30～17:15